

東京海上日動火災保険株式会社

パンフレット記載内容の訂正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます

さて、今般ご案内いたします「社会福祉施設総合補償制度のご案内」において、記載内容の一部に誤りがあることが判明しました。深くお詫び申し上げますとともに、以下のとおりご案内申し上げます。

敬具

## 記

記載箇所	項目	誤った記載（修正前）	正しい記載（修正後）
P6	1. 施設業務の補償	◆施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険の免責金額：対人・対物それぞれ1事故につき <u>5,000</u> 千円	◆施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険の免責金額：対人・対物それぞれ1事故につき <u>5,000 円</u>
P10	⑧【弁護士費用等担保特約（事業用）】	（※）被保険者に範囲につきましては、介護サービス事業者特別約款弁護士費用等担保特約条項（事業用）（介護サービス事業者特別約款用）第3条（1）（ <u>P45</u> ：別紙）をご確認ください。	（※）被保険者に範囲につきましては、介護サービス事業者特別約款弁護士費用等担保特約条項（事業用）（介護サービス事業者特別約款用）第3条（1）（ <u>P46</u> ：別紙）をご確認ください。
P12	加入対象者、被保険者	（*）弁護士費用等担保特約（事業用）の被保険者は上記とは異なりますので、詳細は <u>P45</u> ：【別紙】をご確認ください	（*）弁護士費用等担保特約（事業用）の被保険者は上記とは異なりますので、詳細は <u>P46</u> ：【別紙】をご確認ください
P26	2. 施設利用者の補償	傷害保険普通保険約款の詳細は、 <u>P.25</u> をご参照ください。	傷害保険普通保険約款の詳細は、 <u>P.27</u> をご参照ください。

以上